

武田 直大
高等司法研究科・教授

【研究】

まず、論文として、令和5年度末に公表した「近年のドイツにおける事業者間契約についての約款規制緩和論(1)」(阪法73巻6号1頁以下に引き続き、同(2)74巻1号1頁以下、同(3・完) 2号25頁以下を公表した。本論文は、過去20年間のドイツにおける表題の議論を渉猟したうえで、日本法にとっても参考となる事業者間契約における約款規制の基本構造を提示したものである。

次に、判例評釈として、「判批(最判令和4年12月12日)」(阪法74巻2号157頁以下と「判批(大阪地判令5・7・21)」(現消64号84頁以下を公表した。いずれも、不当条項差止訴訟に関するものである。前者では、家賃債務保証業者が用いる契約条項の解釈と消費者契約法10条該当性判断において、契約類型が役割を果たしていること、および、契約処理段階における透明性の観点から条項の明確性が問題とされていることを指摘した。後者では、テーマパークチケットのキャンセル制限条項および転売禁止条項について、民法の定める原則的ルールとの関係等を論じた。

その他、前年度に引き続き、ウィーン売買条約コンメンタール(Schwenzer/Schroeter)の翻訳プロジェクトに参加し、原著約30頁分を翻訳した。

【教育】

高等司法では、春・夏学期に民法応用1を、秋・冬学期に消費者法を担当した。民法応用1では、民法総則・物権について、特に制度や規定相互の関係性に焦点を合わせて事例問題演習を行った。消費者法では、民法と消費者契約法の関係性に焦点を合わせながら、消費者契約の法的規制について講義した。

学部では、秋・冬学期に民法1を、また、通年で法政基礎演習および演習1(同時開講)を担当した。民法1では、民法総則・物権総論について、最も重要性の高い法律行為論と物権変動論に力点を置いて講義を行った。演習は、2年生を主たる受講者とするものであったが、春・夏学期においては『Law Practice 民法Ⅰ・Ⅱ』を用いた事例問題の演習を、秋・冬学期においては判例研究の検討と本研究科入学者選抜試験に従事した。

【管理運営】

全学においては、総合図書館運営委員会委員(および総合図書館図書選定小委員会委員)を務めた。

部局内においては、FD・教育企画委員および安全衛生管理室長・情報マネジメント室員・評価室員を務めた。

【社会貢献】

前年度に引き続き、豊中市消費生活審議会委員(副会長)を務めた。